

資料4

会議の公開・非公開について（案）

下水道施設の包括的管理委託検討部会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下、条例という。）第31条に基づき、公開します。

ただし、以下の条例第31条ただし書（3）に該当する以下の審議事項は、非公開とします。

＜非公開とする審議事項＞

日時	検討部会の審議事項	理由等
第5回検討部会 (本日)	これまでの委託の評価と次期契約の考え方等について	適正な審査が阻害される可能性があるため
第6回検討部会 (令和4年2月14日)	入札参加資格、評価基準案等について	適正な審査が阻害される可能性があるため
第7回検討部会 (令和4年8月予定)	応札者提案の評価について	適正な審査が阻害される可能性があるため
第8回検討部会 (令和4年10月予定)	落札候補者の決定について	適正な審査が阻害される可能性があるため

【参考】横浜市の保有する情報の公開に関する条例

（会議の公開）

第31条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合